

別表第1（第6条関係）

1. 区分	2. 基準額	3. 対象経費
<p>改修 （療養病床等を有する既存の病院等を本体の躯体に及ばない屋内改修（壁撤去等）で整備を伴うもの）</p>	<p>転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、転換前の病床数に1床当たり500千円を乗じて得た額（年度をまたいで行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額）の範囲内で知事が必要と認めた額</p>	<p>補助の対象となる法附則第2条に基づく病床の転換のための施設の改修に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費（整備のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）をいい、整備費又は整備請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる費用を含む。</p>
<p>改築 （療養病床等を有する既存の病院等を取り壊して、新たに施設を整備すること）</p>	<p>転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、転換前の病床数に1床当たり1,200千円を乗じて得た額（年度をまたいで行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額）の範囲内で知事が必要と認めた額</p>	<p>補助の対象となる法附則第2条に基づく病床の転換のための施設の改築に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費（整備のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）をいい、整備費又は整備請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる費用を含む。</p>
<p>創設 （療養病床等を有する既存の病院等を取り壊さずに、新たに施設を整備すること）</p>	<p>転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、転換前の病床数に1床当たり1,000千円を乗じて得た額（年度をまたいで行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額）の範囲内で知事が必要と認めた額</p>	<p>補助の対象となる法附則第2条に基づく病床の転換のための施設の創設に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費（整備のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）をいい、整備費又は整備請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる費用を含む。</p>